

横須賀市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について(平成31年4月1日子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)の別紙未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)の支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の給付を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和元年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該支給を受ける者に限る。)のうち、令和元年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないもの

- (2) その他市長が必要と認める者

(給付金額)

第3条 給付金の額は、予算の範囲内において、支給対象者1人につき17,500円とする。

(給付申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、郵送によることができる。

- (1) 申請者の氏名、住所、基準日における住所、電話番号及び生年月日
- (2) 給付金の振込先の金融機関の口座
- (3) 市長が、支給対象者の資格を確認するために保有個人情報の目的外利用を行うことに同意する旨
- (4) 給付金の支給の決定があった場合には、当該給付の請求を行う旨

(5) 申請書の記載間違い等により給付金の振込みが完了せず、かつ、市長が申請者に連絡等できない場合には、申請を取り下げる旨

(6) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり、支給対象者に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還する旨

2 前項の申請書には、必要に応じて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本その他の支給対象者であることが確認できる書類

(2) 申請者本人であることを証する書類（公的なものに限る。）

(申請期間)

第5条 申請書の提出期間は、令和元年7月1日から同年12月27日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると判断した場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第6条 代理により第4条の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(監護等児童への支給)

第7条 基準日における申請者の監護等児童（複数いる場合にあっては、最も年長の者）は、市長が特に必要と認める場合は、申請者に代わって支給を受けることができる。

(支給の決定及び実施)

第8条 市長は、給付金支給の申請に対する諾否を決定したときは、申請者に通知するものとする。

2 市長は、給付金の給付の決定をしたときは、申請者の請求を受けて、申請者が指定する金融機関の口座への振込み（これにより難しい場合は、現金の交付）により給付金を支給するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請書の記載間違い等により、給付金の支給が完了せず、かつ、申請者に連絡等ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

2 申請者が申請後に支給対象者でなくなった場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した取下げ書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所、電話番号及び生年月日

(2) 支給対象者でなくなった理由

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。